

伝統工芸品産業支援事業費補助金

1. 対象者

県内に事業所を有する組合等

※「組合等」とは、次のいずれかに該当するもの

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年第 57 号）第 2 条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造又は取扱う事業者を構成員とする事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体をいう。）
- (2) 富山県伝統工芸品指定要綱第 4 条第 1 項に基づき伝統工芸品の指定を受けた団体
- (3) 上記（1）又は（2）に属する複数の中小企業者（富山県内に事業所を有するものであって、中小企業基本法（昭和 38 年第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。）、組合等を主とするグループ
- (4) 伝統工芸品産業の振興を目的に設立された公益法人等その他の団体

2. 補助対象事業

(1) 販路開拓事業

① 展示会の開催又は見本市への参加

国内外において行なう販路開拓のための展示会等への参加

② 販路開拓指導等

イ 専門コンサルタントの委嘱等により行なう販路開拓に関する調査及び指導

ロ 新商品等の販路開拓等のための広報事業

ハ 品質表示（品質保証表示等を行なう事業を含む。）事業

③ 販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業

④ その他地域産業の活性化に寄与する販路開拓事業として県知事が適当と認めた事業

3. 補助対象経費、補助率等

補助対象経費			補助率	上限額
事業区分	経費区分	内容		
販路開拓事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、その他販路開拓事業に必要な謝金	1/2 以内	300 万円
	旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、講師旅費、外国旅費		
	庁費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、教材費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、雑役務費、保険料、ホームページ作成費		
	委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費		
	負担金	全国規模以上の展示会又は見本市の参加に係る負担金		

4. 留意事項

- (1) 補助事業により取得した教材等は、補助事業の目的にのみ使用することができます。
- (2) 従業員に対する給与等の労務費は補助事業の対象経費とはなりません。
- (3) 事業の実施は正式な交付決定がなされた後に行っていただき、年度内に完了していただくこととなります。
- (4) 補助金の支払いは、補助対象経費の支出確認後になりますので、先に資金手当てが必要です。
- (5) 見本市等への出展事業の場合は、実績報告書とは別に成果状況を確認するため、事業完了後おおそ半年後を目途に、その時点での成果状況の報告にご協力いただきます。